

律令規定にみる日本古代三後の特質

桜田 真理 絵

はじめに

I 三後の定義

II 礼秩序における三後の位置

III 三後の命令形態

IV 日本令三后規定の特質

おわりに

はじめに

三后とは、皇后・皇太后・太皇太后のことである¹⁾。日本古代では藤原光明子〔聖武〕や橘嘉智子〔嵯峨〕ら²⁾が、代表的な三后としてしばしばとりあげられる。従来の研究では、これら特定の三后が国家事業や天皇大権に関与したとみなせる個々の事例を抽出し、三後の性格を論じてきた³⁾。一方で、三後の制度的検討がおこなわれることはほとんどなかった。

しかし、日本における三後は律令に規定されたことで初めて成立した制度的地位である。制度には国家による地位の位置づけが表れ、実態としての三後の立場は制度に規制される。制度的特質と個々の事例とを合わせて検討することで、はじめてそれらが三後の有する普遍的性格によりおこなわれたものか、一個人の個性や時代状況によるものかを明らかにすることができる。制度的検討を捨象した現在の研究方法では、日本古代における三後の特質を明らかにすることはできない。

このような問題関心に基づき、本稿では日本古代における三後の制度的特質を明らかにするため令規定の検討をおこなう。本来であれば実態的のうかがえる特質も合わせて検討するべきであるが、紙幅の都合上その点の検討は別稿に譲ることとする。

三后に関する養老令の条文は、儀制令03皇后条・公式令06令旨式条・同07啓式条・同35～37平出条・

職員令04中宮職条・禄令10食封条・医疾令23合和御葉条である。本稿ではこのうち三後の位置づけや権能に関する前から4つの条文を検討する。

I 三後の定義

——公式令35～37平出条の検討——

1 天皇配偶者としての皇后

本章では令規定における地位の定義をおこなう。養老令に規定された、天皇の配偶者の地位は皇后・妃・夫人・嬪、生母の地位は皇太后・皇太妃・皇太夫人、祖母の地位は太皇太后・太皇太妃・太皇太夫人である。このうち妃・夫人・嬪は後宮職員令、ほかは公式令35～37平出条に規定されている。皇太妃・皇太夫人、太皇太妃・太皇太夫人は令の本注に規定されている。いずれも大宝令に遡る（後述）。

まず中国の後位との継承関係を確認する。保科季子によれば、『礼記』昏義（後掲史料5）等に示された、周を理想とする儒教的な後宮制度における后妃は王后（皇后）・夫人・嬪・世婦・御妻であり、中国歴代王朝はその枠組みを継承し唐代で完成をみたという⁴⁾。日本令⁵⁾の明確な典拠は不明だが、この枠組みから皇后・夫人・嬪を継承したと考えられる。

一方、『礼記』卷02曲礼下に「天子之妃曰_レ后」とあるように、中国において「妃」は皇帝配偶者を指す語句であったが、日本令では皇后より下位の独自の地位として妃を規定した。また『唐六典』卷04礼部郎中員外郎条註を復原根拠とする『唐令拾遺』公式令復旧14条〔開元7・25年令〕には、皇后・皇太后・太皇太后は規定されているが、皇太妃・皇太夫人、太皇太妃・太皇太夫人は規定されていない。これらも唐令にはない独自規定となる⁶⁾。

次に妻妃を検討していく。妻妃の地位は後宮職員令01妃条・02夫人条・03嬪条に規定されている。集

解古記がそれぞれの地位に注釈を付していることからいずれも大宝令に遡る。

後宮職員令各条によれば、妃は品階を持つため内親王、夫人・嬪は位階を持つため内親王以外の出身者の地位である⁷⁾。『礼記』巻01曲礼上に「取妻不取同姓」とあるように、中国では姓が同じもの同士の婚姻は禁じられていた（同姓不婚）。そのため皇帝の娘である公主が后妃になることはない。出身身分による后妃の区分は日本令独自のものである。

夫人・嬪について、妻妃の称号を得ることで与えられる位階の相当位が、夫人は三位、嬪は五位と異なる⁸⁾。令文や集解などに位階以外の両地位の差異は記されていないが、津田京子と遠藤みどりによれば、令に皇太嬪の規定がないこと、実例より嬪であった藤原宮子〔文武〕が首皇子（のちの聖武）誕生後に夫人に昇進していることから、嬪は妻妃になることで与えられる最初の地位であり、有力な皇子の母になることで夫人へ昇進するという⁹⁾。

続いて皇后を検討する。皇后の地位は公式令平出条にみえる。平出条は、文書において敬意を表すために行を改めて行頭と同じ高さに書く語句を規定した条文である。皇后という地位の定義や出身身分、権能などは令に規定されていない。また大宝令文に規定されていた語句として「皇后」を復原することができない。しかし大宝令制下における藤原光明子の実例より¹⁰⁾、大宝令にも皇后の規定があったと考えられる。

史料1『令集解』公式令37平出条皇后項「皇后」部分¹¹⁾

①謂、天子之嫡妻也。釈云、皇后、天子嫡也。

②昔今通称。③朱云、皇后者、不在天子之母、只称皇后耳。先帝・今帝之后並同也。

史料1下線部①義解・令釈は、皇后は天皇嫡妻であると解釈する。唐でも皇后は皇帝嫡妻であり¹²⁾、この解釈は妥当である。さらに下線部③朱説は、皇后の地位は先帝・今帝を問わないと解釈する。皇太后・皇太妃・皇太夫人は天皇生母であり（後述）、「若子孫不即位者、太字不加」¹³⁾とあることから、皇后は子孫が即位しなければ皇太后・太皇太后になることができず、皇后の地位にとどまる。その場合、先帝・今帝の皇后が併存する可能性がある。下線部

②令釈の解釈も同様の可能性に言及していよう。よって法解釈上、皇后は先帝・今帝を問わない天皇嫡妻の地位ということが出来る。しかし、養老令の皇后に関する条文に皇后が2人以上併存した場合の規定は確認できない。そのため皇后の併存は法解釈の域をでないだろう。したがって令意における皇后は今帝嫡妻であると結論づけたい。

2 天皇生母・祖母としての皇太后・太皇太后

本節では、同じく平出条に規定される皇太后・皇太妃・皇太夫人、太皇太后・太皇太妃・太皇太夫人を検討する。これらの地位も令に明確な規定は存在しない。

皇后と同様に六員の地位も集解から大宝令文に規定されていた語句として復原できない。しかし、平出条の六員の地位が羅列して記されている部分に付された古記に「上件六員太字」とあること、大宝令制下における皇太妃阿閉内親王（のちの元明）と皇太夫人藤原宮子の実例¹⁴⁾より、大宝令にも規定が存在したと考えられる。

六員の地位は、史料2・3の通り義解に言及がある。史料2・3はいずれも私見の解釈に基づき、従来の研究とは句読点を変えている（詳細後述）。

史料2『令義解』公式令36平出条皇太后項「皇太后」部分

謂、天子母。登后位者、為皇太后。居妃位者、為皇太妃。居夫人位者、為皇太夫人也。

史料3『令義解』公式令35平出条太皇太后項「太皇太后」部分

謂、天子祖母。登后位者、為太皇太后。居妃位者、為太皇太妃。居夫人位者、為太皇太夫人也。

史料2・3より義解は、皇太后は天皇生母、太皇太后は天皇祖母であると解釈している。この解釈は唐の皇太后・太皇太后の定義と一致しており、令意を反映しているといえる。

これらの地位にどのような過程を経て就くのか問題となる。この点は史料2・3の解釈をめぐって、先行研究で2つの見解が提示されている。

橋本義彦は、前提として「后位」という語句を

「皇后位に限定するより、「妃位」「夫人位」と同様、太皇太后以下三後の身位に通用する称」とした。そのうえで史料2の場合の「后位」は皇太后位を指しており、義解は皇太后就任時点の立場を解釈しているのであってそれ以前の地位を問題にしていないとする¹⁵⁾。つまり橋本説に立てば、皇后以外から皇太后・太皇太后になることが可能であったことになる。この見解は日本思想大系『律令』にも採用され¹⁶⁾、通説的見解になっている。

これに対し佐藤長門は、史料2「后位」は皇后位で、義解は皇太后就任以前の地位を解釈しており、また誰でも皇太后（太皇太后）になれるのであれば皇太妃（太皇太妃）や皇太夫人（太皇太夫人）を規定した意味が不明となることから、令意は皇后位を経ない皇太后・太皇太后を想定していないとする¹⁷⁾。

天皇生母と祖母は1人である。佐藤が指摘するように、誰でも皇太后・太皇太后になれるのであれば生母と祖母の地位はひとつでよい。橋本説では日本令独自規定として皇太妃などの地位を規定した理由が説明できない。

そもそも橋本説は史料2・3の訓読に対する疑問から導き出された見解である。橋本は「后位」を皇后位と解すると、「后位（皇后）より登る」とか、天子の母にして「（嘗て）后位に登りし」という無理な訓読となり、「居」も解釈できないとする。

しかし、「謂ふところは、天子の母なり。后位に登れる者は皇太后と為す。妃位に居たる者は皇太妃と為す。夫人位に居たる者は皇太夫人と為す」と訓ずれば、「（「皇太后」とは）天皇の母である。（妻妃時代に皇）后位に登った者は、皇太后とする。妃位に居たる者は皇太妃とする。夫人位に居たる者は皇太夫人とする」と解釈できる。また「登」と「居」は皇后と妃・夫人との地位の違いを表しているといえる。

ここまでをまとめると、義解による解釈では、皇后位を経ない皇太后・太皇太后の存在を想定しておらず、天皇生母と祖母の地位は后妃時代の地位に規制される。つまり義解は、皇太后・太皇太后を、天皇の配偶者であったときに皇后でありかつ天皇生母・祖母となった人物の地位と解釈しているのである。天皇生母と祖母の地位は大宝令制定時から義解成立時点までに改編はなく、集解諸説の解釈も一致

している。したがって義解の解釈は令意に遡ると考えられる。

前述の通り唐でも皇太后・太皇太后は皇帝生母・祖母の地位である。しかし、皇太夫人のように妻妃から生母となった人物のための地位をもたない唐では、皇太后・太皇太后の就任以前の地位を問題としない。よって皇太后・太皇太后を皇后経験者に限る規定は、日本令独自規定ということになる。

Ⅱ 礼秩序における三後の位置

—儀制令03皇后条の検討—

1 唐令と養老令の相違

儀制令03皇后条は儒教的概念に基づく君臣関係を規定した条文である。この条文は唐令と養老令との規定内容が大きく異なっており、また大宝令の復原では先行研究の見解が分かれている。大隅清陽¹⁸⁾は、日本における中国礼制の継受と日本独自の礼的秩序の特質を明らかにするなかで、唐令と養老令との違いを検討している。大宝令も含めた皇后条の改編過程を明らかにするため、大隅論文の成果をふまえる必要がある。以下、長くなるが両令の違いに関する大隅論文の要点を述べたい。なお、行論の都合上、史料内に付す記号は大隅論文から変更している。

史料4『唐令拾遺』儀制令復旧第3条〔開元7年・同25年令〕¹⁹⁾

諸①皇太子已下率土之内、於_二皇帝_一、皆称_レ臣。
②皇后已下率土之内、於_二皇帝・太皇太后・皇太后_一、皆称_レ妾。③六宮已下率土婦人、於_二皇后_一、皆称_レ妾。④百官上疏於_二太皇太后・皇太后・皇后_一、称_二殿下_一、自称皆曰_レ臣。⑤百官及東宮官、於_二皇太子_一、皆称_二殿下_一、《上啓表同、》⑥百官自称_レ名、宮官自称_レ臣。

唐令は、皇帝・三后・皇太子に対する臣下の自称の形式と三后・皇太子の尊称を定めている。①皇帝以外のすべての男性が、皇帝に対して「称臣」（臣と称す）する。②皇后以下のすべての女性が、皇帝と太皇太后・皇太后に対して「称妾」（妾と称す）する。③「六宮已下率土婦人」は、皇后に対して「称妾」する。④男官は、三后を上疏する際「殿下」と称謂する。⑤男官と東宮官は、皇太子を「殿下」と称謂する。⑥東宮官は、皇太子に対して「称臣」

し、男官は「称名」(名を称す)する。

①②を通して、「率土之内」のすべての男女が皇帝に「称臣」「称妾」することが規定されている。③は『礼記』昏義にみえる、皇帝と皇后が天下の外政と内政(家庭・婦人・子供などの諸問題)を分担する礼制の考え方によるものである。

史料5『礼記』卷44昏義

古者天子后立_二六宮_一，三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻，以聽_二天下之内治_一，以明_二章婦順_一，故天下内和而家理。天子立_二六官_一，三公・九卿・二十七大夫・八十一元士，以聽_二天下之外治_一，以明_二章天下之男教_一，故外和而国治。

④は男官の三后に対する礼を定めたものである。史料5によれば皇后が支配するのは後宮の六宮以下の全女性のみだが、皇帝に関する①②との対応より、③④が一对のものとして規定された。④が上疏の称谓を定めるのみであることは、規定の本来の意義が③にあることを示している。⑤⑥は皇太子に関する規定で、皇太子にとって臣下にあたるのは東宮官のみであり、同時に、東宮官以外の百官はあくまで皇帝に臣従するのみで、皇太子とは君臣関係を結ばないことを意味している(東宮陪臣制)。

以上より、唐令は天下の全良民が皇帝に臣従することを大前提とし、その内部に皇帝からみて陪臣にあたる東宮官と皇太子との君臣関係と、理念的なものではあるが皇后による後宮以下の全女性に対する内治とを組み込んだ規定となっているのである。

史料6 養老儀制令03皇后条

凡_レ④皇后・皇太子以下率土之内，於_二天皇・太上天皇_一上表，同称_二臣妾名_一。《対揚称_レ名。》

⑤皇后・皇太子，於_二太皇太后・皇太后_一，⑥率土之内，於_二三后・皇太子_一上啓，称_二殿下_一。自称皆臣妾。《対揚称_レ名。》

一方これに対応する養老令は儀制令03皇后条である。④皇后・皇太子以下，官人から庶人にいたるまでは，天皇・太上天皇に対して，上表する際は「臣妾名」を称し，対面する際は名を称す。⑤皇后・皇太子は，太皇太后・皇太后に対して，上啓する際は殿下と称谓し，みづからは「臣妾」を称す。対面する際は，名を称す。⑥「率土之内」は，三后・皇太

子に対して，上啓する際は殿下と称谓し，みづからは「臣妾」を称す。対面する際は，名を称す。

養老令は，上表・上啓という文書のなかでの自称と，本人が天皇などに対面し(対揚)，口頭で自称する場合の2つの異なる規定がなされている。「臣妾」という自称が文書のなかでのみ用いられ，口頭の世界では「名」のみが称されるということは，中国的な君臣秩序の理念の導入が，文字のレベルでの受容にとどまったことを示している。また④天皇・太上天皇に対する上表では「臣妾名」という「臣某」形式が取られるのに対し，⑤⑥三后・皇太子に対する上啓では「臣妾」という別形式を取ることで敬意の強弱を表している。⑥は皇親相互における礼の規定になっている。

養老令は，天皇・太上天皇，太皇太后・皇太后，皇后・皇太子，率土之内という4つの身分的階層を設定し，その上下関係を定めたものであり，また，皇后による内治や東宮官の陪臣制なども欠いている。

大隅は両規定の相違について，唐令は「国内の臣民と皇帝とのあいだに均質な君臣関係が成立することを規定するが，これに対する日本令の規定は，上表と上啓の別に応じた敬意の強弱を示すものであり，階層的な身分規定としての性格が濃厚である」とし，「唐の規定が縦割りの入れ子構造であるとするれば，日本のそれは，横割りの身分規定」と述べている。

ここまで大隅論文の要点を述べてきた。大隅が明らかにした通り，唐令は君臣関係が皇帝に一元化されているのに対し，養老令は強弱を設けることで複数の君臣関係を規定していることがわかる。

2 大宝儀制令03皇后条の復原

本節では皇后条の大宝令の規定内容をみていく。先述の通り大宝令の復原案は先行研究の見解が分かれている。復原案には，林紀昭案と春名宏昭案とがある。

復原案について，林は存在が確定できる語句に○印，推定できる語句に△印を付している。春名は復原根拠がある語に傍線を付している。句読点・返り点の有無は各論稿の通りとし，用いられている字体は統一した。両案ともに復原案の改行は筆者による。

後掲の私見復原案は林の表記方法に従っている。

〔林紀昭復原案〕²⁰⁾

凡[△]皇[△]后[△]皇[△]太子[△]已[△]下[△] 率[○]土[○]之[○]内[○] 於[△]天[△]皇[△]太[△]上[△]天[△]皇[△]
上[△]表[△] 同[△]称[△]臣[△]妾[△]名[△] 《[○]对[○]揚[○]称[○]名[○]》 皇[△]后[△]皇[△]太子[△]於[△]
太[△]皇[△]太[△]后[△]皇[△]太[△]后[△] 皆[△]称[△]臣[△]妾[△] 率[○]土[○]婦[○]女[○] 於[△]三[△]后[△]
皆[△]称[△]妾[△]
百[○]官[○]上[△]疏[△]於[△]三[△]后[△] 称[△]殿[△]下[△] 自[○]称[○]皆[○]曰[○]臣[○] 百[○]官[○]及[○]
東[○]宮[○]官[○] 於[△]皇[△]太[△]子[△] 皆[△]称[△]殿[△]下[△] 《[○]上[○]啓[○]表[○]同[○]》 百[○]
官[○]自[○]称[○]名[○] 宮[○]官[○]自[○]称[○]臣[○] 《[○]对[○]揚[○]称[○]名[○]》

〔春名宏昭復原案〕²¹⁾

凡[△]皇[△]太[△]子[△]已[△]下[△] 率[○]土[○]之[○]内[○] 於[△]天[△]皇[△]太[△]上[△]天[△]皇[△]
上[△]表[△] 皆[△]称[△]臣[△]名[△] 《[○]对[○]揚[○]称[○]名[○]》 皇[△]后[△]已[△]下[△] 率[○]
土[○]之[○]内[○] 於[△]天[△]皇[△]太[△]上[△]天[△]皇[△]太[△]后[△]皇[△]太[△]后[△] 皆[△]
称[△]妾[△]名[△] 《[○]对[○]揚[○]称[○]名[○]》 後[△]宮[△]已[△]下[△]率[○]土[○]婦[○]女[○] 於[△]
皇[△]后[△] 皆[△]称[△]妾[△]。
百[○]官[○]上[△]疏[△]於[△]三[△]后[△] 称[△]殿[△]下[△] 自[○]称[○]皆[○]曰[○]臣[○]。
百[○]官[○]及[○]宮[○]官[○] 於[△]皇[△]太[△]子[△] 皆[△]称[△]殿[△]下[△]。
《[○]上[○]啓[○]表[○]同[○]》 百[○]官[○]自[○]称[○]名[○] 宮[○]官[○]自[○]称[○]臣[○]。

両案ともに「百官上疏三后」以下の後半は、唐令と類似した規定として復原している。しかし、「率土之内」と天皇・太上天皇²²⁾、皇太子と三後の関係を規定した前半部分は、林が養老令と類似した規定として復原するのに対し、春名は唐令と類似した規定としている。また「率土婦女」の臣従対象を、林は三后とするのに対し、春名は皇后に限っている。両案ともに復原根拠は同条に付された古記であり、見解の相違は古記の解釈による。

両案に対し、私見の復原案を示すと次のようになる。解釈を示すため、返り点を付した。

(1) 凡[△]皇[△]太[△]子[△]已[△]下[△] 率[○]土[○]之[○]内[○] 於[△]天[△]皇[△]太[△]上[△]天[△]皇[△]
上[△]表[△] 皆[△]称[△]臣[△]名[△] 《[○]对[○]揚[○]称[○]名[○]》 (2) 皇[△]后[△]已[△]下[△]率[○]
土[○]之[○]内[○] 於[△]天[△]皇[△]太[△]上[△]天[△]皇[△]太[△]后[△]皇[△]太[△]后[△] 皆[△]
称[△]妾[△]名[△] 《[○]对[○]揚[○]称[○]名[○]》 (2') 皇[△]太[△]子[△] 於[△]
太[△]皇[△]太[△]后[△]皇[△]太[△]后[△] 称[△]臣[△]。(3) 後[△]宮[△]已[△]下[△]率[○]土[○]婦[○]
女[○] 於[△]皇[△]后[△] 皆[△]称[△]妾[△]。
(4) 百[○]官[○]上[△]疏[△] 於[△]太[△]皇[△]太[△]后[△]皇[△]太[△]后[△]皇[△]后[△] 皆[△]
称[△]殿[△]下[△] 自[○]称[○]皆[○]曰[○]臣[○]。(5) 百[○]官[○]及[○]宮[○]官[○] 於[△]皇[△]
太[△]子[△] 皆[△]称[△]殿[△]下[△] 《[○]上[○]啓[○]表[○]同[○]》 (6) 百[○]官[○]自[○]称[○]
名[○] 宮[○]官[○]自[○]称[○]臣[○]。

私見は、春名案と同様に全体として唐令を踏襲した規定として復原している。そのため復原案に付し

た番号は、唐令の数字と対応させた。唐令に対応する内容がない部分は(2')とした。以下、復原根拠を述べていく。

史料7『令集解』儀制令03皇后条「凡[△]皇[△]后[△]・皇[△]太[△]子[△]以下[△] 率[○]土[○]之[○]内[○]」部分

古記云、①率[○]土[○]之[○]内[○] 謂[△]大[△]八[△]州[△]是[△]也。②問。皇[△]后[△]於[△]皇[△]太[△]后[△] 称[△]妾[△]名[△] 以[△]不[△]。答。可[△]称[△]妾[△]耳。

③又[△]太[△]子[△]及[△]婦[△]女[△]於[△]皇[△]太[△]后[△]・皇[△]后[△] 称[△]臣[△]妾[△]。

④但[△]太[△]子[△]於[△]皇[△]后[△] 文[△]不[△]見[△]。

(1)～(2) 部分は林と春名の見解が異なる部分である。下線部①より「率土之内」、下線部②より《皇后→皇太后》規定の存在が確定できる。この点について異論はないが、下線部③④の解釈で林と春名の見解が異なる。林は次のように解釈する。皇后が皇太后に上啓する場合は「称妾」と書かれており、この内容は養老令と合致している。問答では「称妾名」について問題としていることから、「称妾名」する《皇后→天皇・太上天皇》規定が存在したと推定できる。皇后が天皇・太上天皇に「称妾名」、皇太后・太皇太后に「称妾」する規定内容は養老令と一致している。よって大宝令の前半部分は、唐令の形態をとっておらず、養老令に類似した規定内容であったとする。

一方春名は、同部分より「称妾名」に天皇・太上天皇・皇太后・太皇太后が一括して規定されており、養老令のような区別は存在していなかったとする。

林案のように大宝令において「称妾名」と「称妾」の対象が区別して規定されていたのであれば、令文をみれば違いは明白であり疑義は生じない。問答のような疑義が生じたのは、区別が明確ではなかったからである。そこで春名案を支持し、前半部分も「唐令」と類似した規定内容として復原する。

史料8『令集解』儀制令03皇后条「於[△]天[△]皇[△]太[△]上[△]天[△]皇[△]上[△]表[△] 同[△]称[△]臣[△]妾[△]名[△]」部分

古記云、問。上[△]疏[△]・上[△]表[△] 未[△]知[△]。若[△]為[△]分[△]析[△]。

答。義[△]趣[△]一[△]種[△]。唯[△]人[△]色[△]代[△]者[△]字[△]亦[△]為[△]異[△]耳[△]。

続いて史料8より「上疏」「上表」という語の存在が確定できる。古記は「上疏」「上表」の違いについて、意味は同じであるが人によって字を異にすると解釈している。この部分で両方に言及されているが、両語の違いを明らかにするための問答であり、

語句そのものは別々のところに規定されていたとみなせる。「上表」は《率土之内→天皇・太上天皇》部分にあったことが確定でき、「上疏」は唐令に准じて《百官→三后》部分にあったと推定する。また、次の史料9からは「対揚」が復原できる。

史料9『令集解』儀制令03皇后条「《対揚称名》」部分

古記云、対揚、謂対_二面皇帝_一而哀揚也。

(2') 部分の私見の復原は春名案と異なる。史料7下線部③より《皇太子→皇太后》規定が存在した可能性が高い。同下線部④の但し書きで《皇太子→皇后》のみ令文にみえないことに言及しており、直前の下線部③の内容は令文に規定がある内容とみなせるためである。《皇太子→太皇太后》への言及はないが、唐令・養老令ともに皇太后と太皇太后を分けて規定することはない。古記は皇太后のみに言及しているが、そこに太皇太后に関する解釈も含まれていよう。そして《皇太子→太皇太后・皇太后》は、唐令には存在しないが養老令には存在する。《皇后→太皇太后・皇太后》は《皇后→天皇・太上天皇》と一括で規定されていたと考えられ〔復原(2)部分〕、養老令のように《皇后・皇太子→太皇太后・皇太后》とは規定されていない。以上より《皇太子→太皇太后・皇太后》の規定が独立して存在したと考え、(2')のように復原する。

(3) 部分を、林は《婦女→三后》、春名は《婦女→皇后》と復原する。復原根拠は史料7下線部③で、一見すると《婦女→三后》と読める。この部分は唐令③《六宮以下率土婦人→皇后》と対応している。《婦女→太皇太后・皇太后》は(2)《皇后以下率土之内→太皇太后・皇太后》に含まれており、林案のように《婦女→三后》とすると規定内容に重複が生じる。このような矛盾が生じるにもかかわらず、唐令の規定内容を変更するとは考えにくい。よって《婦女→皇后》になっていたと考える。以上より、唐令と同様に《婦女→皇后》規定が存在したと考える。「六宮已下」部分をどのように表記していたかは不明だが、春名案にならって「後宮已下」と復原する。

史料10『令集解』儀制令03皇后条「皇后・皇太子～自称皆臣妾」部分

古記云、①問。自称、未_レ知。意何。答。自称、謂如_レ上猶_二称_レ臣亦称_レ名耳。不_レ在_二自対之意_一也。②上啓表同、謂上啓与_レ表同意属。与_二陛下之注_一義同耳。以表同字、代通称字耳。③宮官、謂東宮官也。④自称_レ名、謂不_レ加_レ臣也。自称_レ臣、謂不_レ加_レ名也。⑤仮令、臣名上表也。臣上疏也。名上啓也。臣上啓也。但連署者、官位姓名記耳也。

最後に(4)(5)(6)の復原根拠と理由を述べる。この部分は細かい部分を除いて林案・春名案・私見に相違はない。下線部①より「自称」、下線部②より「上啓表同」、下線部③より「宮官」、下線部④より「自称名」「自称臣」の存在が確定できる。

下線部③「宮官」について春名は、2カ所あるうちの両方が「宮官」、もしくは最初のみが「東宮官」で2カ所目が「宮官」という2つの可能性を想定したうえで暫時2カ所ともに「宮官」と復原している。しかし、1カ所目が「東宮官」となっていたのであれば、下線部③の解釈は必要ない。よって2カ所ともに「宮官」であったと考えられる。

また下線部④「自称名」「自称臣」という記述は、唐令⑥と対応しており、「自称名」が百官、自称臣が宮官の規定になっていると考えられる。さらに下線部⑤は、《率土之内(百官)→天皇》《百官→三后》(=4)、《百官→皇太子》(=5)、《東宮官→皇太子》(=6)に対応する。よって、(4)(5)(6)は唐令をほぼ踏襲した形態で復原できる。

ここまで各部分に関する復原根拠を述べてきた。それによって復原した大宝令文が、前掲の復原案となる。それをもとに大宝令の特徴を整理する。全体の枠組みは唐令を踏襲しており、独自規定として《皇太子→太皇太后・皇太后》が加えられている。

一方で、唐令とは異なり、文書のなかでの自称と、対面し口頭で自称する場合とが分けられ、君臣関係を示す自称は前者に限られていることから、君臣関係の明示が文字のレベルにとどまっている。また、《皇太子以下全男性→天皇・太上天皇》《皇后以下全女性→天皇・太上天皇・太皇太后・皇太后》は「臣妾名」、《皇太子→太皇太后・皇太后》《後宮以下全女性→皇后》は「臣妾」と区別することで敬意の強弱を示している。これらの点は、養老令と類似する規

定である。枠組みは唐令をそのまま継受しつつも、大宝令段階ですでに日本独自の規定へと改変されていたことがわかる。

唐令と大宝令・養老令を君臣関係の有無に限って図式化すると、図1のようになる。君臣関係は黒矢印で示した。唐令では皇帝と太皇太后・皇太后との関係は示されていないが、皇帝の専制的地位を示すため高さを変えた。君臣関係以外は白矢印で示した。大宝令の「臣妾名」と「臣妾」の違いは、敬意の強弱、すなわち君臣関係の強弱を示すため後者の色をグレーに変えた。養老令は、皇后・皇太子、率土之内と太皇太后・皇太后との関係を別々に規定しているが、一括して図式化した。君臣関係の強弱は大宝令と同様に表した。

また「率土之内」について、大隅は明確な定義をしていない。唐令の場合、①《皇太子以下率土之内→皇帝》は全男性、②《皇后以下率土之内→皇帝・太皇太后・皇太后》は全女性（太皇太后・皇太后を除く）と皇帝との君臣関係を表す。よって「率土之内」は皇太子・皇后を含む皇帝と君臣関係を結ぶすべての人々を指すと考えられる。一方、養老令は③《率土之内→三后・皇太子》と規定するように、「率土之内」に皇太子・皇后は含めていない。したがって唐令とその枠組みを継承する大宝令は「率土之内」に皇太子・皇后を含め、養老令はそれらを含めないで図示した。

唐令から大宝令の改変では、先述の通り《皇太子→太皇太后・皇太后》規定が加えられている。これは唐令とは異なり、太皇太后・皇太后に内親王かつ

超越的地位という尊貴性が加えられているためと考えられる（後述）。さらに君臣関係の強弱が加えられている。大宝令と養老令とを比較すると、養老令は東宮陪臣制・皇后内治制に関する規定を削除していた。皇后に臣従する地位を女性に限る区分が撤廃されたことで、《率土之内→天皇・太上天皇》と、それより一段低い《率土之内→三后・皇太子》という2種類の君臣関係の構造をつくったことがわかる。

そもそも唐令は皇帝とそのほかという一元的な君臣関係を規定する内容であるため、その枠組みをそのまま継受したのであれば、君臣関係の強弱を設ける必要はない。養老令での改変で天皇・太上天皇と同様に天下のすべての男女と君臣関係を結ぶ地位として三后・皇太子を位置づけ、そのうえで規定の強弱を設けたことで、改変の不徹底が解消されたといえる。

Ⅲ 三後の命令形態

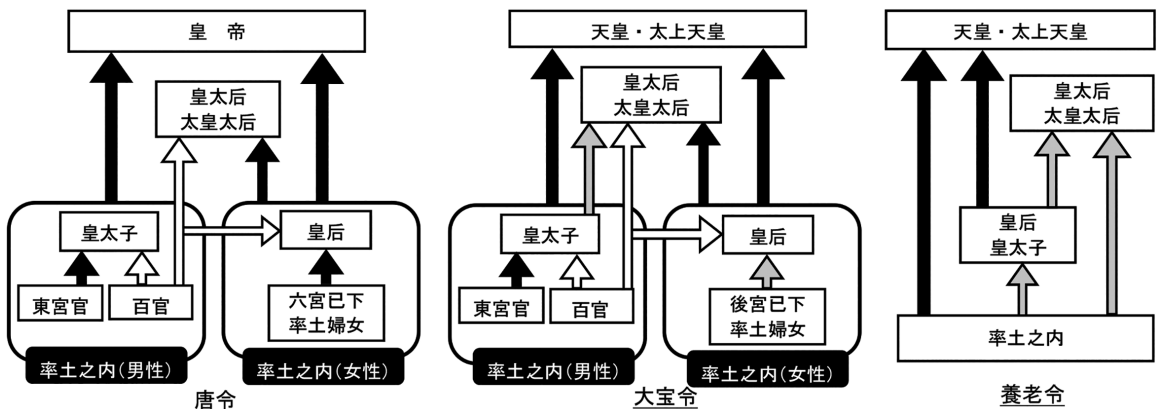
——公式令06令旨式条の検討——

1 令旨の性格

本章では、公式令06令旨式条に規定された、皇太子と三後の下達文書形式である令旨を検討する。まず皇太子令旨を検討し、その後にそれをふまえて三后令旨を検討したい。

皇太子令旨による天皇大権への関与については、皇太子監国時に限り、皇太子は小事決裁が可能であることが指摘されている²³⁾。小事とは、公式令05便奏式条に規定される鈴印の請進、衣服・塩・酒・菓食・医薬等の賜与である。小事決裁は天皇専権事項

図1 令における君臣関係



であり、その決裁の可否は皇太子や、同じく令旨を発給できる三后が制度的に天皇大権に関与可能かという問題につながる。そのため皇太子令旨およびそれによる権限の範囲を検討したい。

まず、中国における令旨の性格を確認したい。唐代の皇太子・三後の下達文書には令書と令旨が存在したが、令旨は唐令も実例もともに残っていないため詳細は不明である²⁴⁾。中村裕一は、令書は皇帝の制書と類似していることから、令旨は勅旨に類似した文書であること、また勅旨は上奏に対する皇帝の回答文書であることから、令旨は百司の上啓に対する回答文書であることを想定している²⁵⁾。加えて、令書は「皇太子監国、及於宮内下令書」(『玉海』卷128所引『唐六典』)とある通り、皇太子監国の際と東宮内に下す文書であることから、令旨も同様の範囲内で使用される文書であったと考えられる。

次に大宝令を検討する。令旨式条と公式令07啓式条(皇太子・三后への上申文書形式の規定)が古記を欠くこと、ほかの条文でも「令(旨)」「啓」を令文に規定されていた語句として復原できる史料がないことから、両条の大宝令での規定は不明である。

林は、令釈所引一云は古記所引一云の孫引きが多いという虎尾俊哉²⁶⁾の見解をふまえて、令旨式条集解令釈一云に令旨の発給手続に関する記述があること(後掲史料12下線部②)を根拠に、大宝令にも令旨式が規定されていたとみなす。しかし、この部分が古記の孫引きであることを断定できる根拠はない。

また便奏式条の皇太子監国規定部分には「其皇太子監国、亦准此式、以奏勅代啓令」と「啓令」の規定がある。日本思想大系『律令』は、同条古記「問。皇太子監国亦准此、未知。注。不奏。答。以啓代奏」より、大宝令に下線部は存在しなかったとする²⁷⁾。これに対し林は、紅葉山文庫本『令義解』に書き入れられた「見左伝官内啓事謂尋常啓事謂文膳如攷此式准以啓令奏勅耳」(林による翻刻・校訂注)について、「見左伝」は皇太子監国の出典、また「～謂…」は集解で令文語句を引用して注釈をおこなう形態で、「官内啓事」は養老令に存在しないため書き入れは古記逸文であり、この部分は大宝令の令文語句であるとした。そして養老

令と類似した記載が逸文にあることから、便奏式条前掲部の大宝令文は「皇太子監国及官内啓事亦准此以奏勅代啓令」と復原できると結論づけた。林説の通りであれば、「啓令」という語句が大宝令に存在したことになる。

しかし、紅葉山文庫本の影印²⁸⁾では、字形は「官内」ではなく「宮内」と読める。後半部も字形が判然とせず翻刻が確定できない部分がある。また紅葉山文庫本の書き入れはさまざまな典籍から引用があり、「～謂…」という記載形式のみからこれを古記と断定することは難しい。さらに林の復原では、皇太子監国時(非常時)だけでなく尋常の際も奏勅を啓令で代えることになり文意が通らない。このように林説は大宝令に令旨式・啓式が存在した根拠として用いることはできず、大宝令に令旨式・啓式に関する規定が存在したことは法制史料からは確定できないといえる。

そこで実例を確認したい。天平15～16年(743～744)の日付をもつ正倉院文書「写経論疏充本用紙帳」²⁹⁾(写経の書写経典を誰に充てたかの記録)から、同期間に皇太子阿倍内親王(のちの孝謙・称徳)の「令旨」に基づく写経事業がおこなわれていたことがわかる³⁰⁾。実例の存在より大宝令制下に、皇太子の命令下達に「令旨」という文書が使われていたことを確認できる。ここから令旨式が大宝令にも存在した可能性は高いといえる。実際の文書が残っていないため、これらの書式や発給手続等の詳細は不明であるが、令旨式条と対応する公式令02勅旨式条は大宝令文と養老令文とに大きな差異はないため³¹⁾、令旨式についても同様の可能性が高い。以上のことから本稿では、大宝令と養老令の令旨式条は同内容と仮定して検討をおこなっていく。

続いて日本における令旨の性格を検討していく。令旨式は皇太子令旨を基本にして規定されているため、皇太子令旨を検討し、それとの相違から三后令旨の性格を明らかにする。

まず令旨の起草から施行までの文書作成過程を明らかにする。

史料11 養老公式令06令旨式条

皇太子令旨式《三后亦准此式。》
令旨云云。

年 月 皇太子画日。
奉令旨如右。令到奉行。

大夫位姓名

亮位姓名

右、受令人、宣送春宮坊。春宮坊覆啓。

訖留画日為案。更写一通施行。

史料11下線部によれば、「受令人」は皇太子の命令を春宮坊に宣送し、春宮坊が皇太子に覆啓する。その後、春宮坊は皇太子画日を留めて案とし、一通を写して施行する。

史料12『令集解』公式令06令旨式条「更写一通施行」部分

①謂、或送太政官、或下被管諸司。釈云、施行、謂或可申太政官。或可下所管諸司。随状施行耳。②一云、坊受令旨、依式署送太政官耳。如勅旨式。③跡云、若令至太政官者、留画日為案。更造解令申。自余造移牒等耳。朱云、問。更写一通施行者、未知。捺印不。答。額云、可印者、未知。印給不何。又問。施行者、未知。下所管坊官、并送太政官等。答。不見。④而案只可下管内諸司耳。⑤穴云、問。令旨可出諸司者、坊為騰令解移施行。〔後略〕

続く施行の方法について、集解諸説は見解がわかれている。令旨の伝達先について、義解・令釈は送申先を太政官、下行先を被管諸司（下線部①）、朱説は被管諸司への下達のみと記載する（下線部④）。

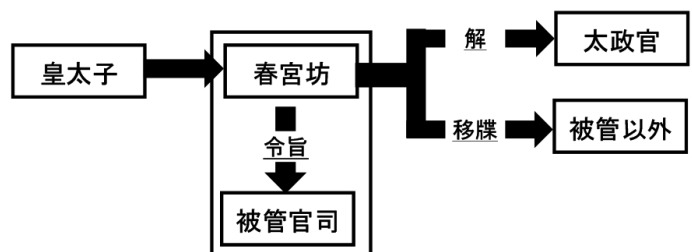
施行の際の文書形式について、跡記は太政官に送る際は解式で送申し、ほかは移牒等をつくるとしている（下線部③）。穴記は、令旨を諸司に出す際に、春宮坊が令旨を謄写した解移をつくるとしている（下線部⑤）。一方、令釈一云は、春宮坊が令旨を受けた場合、勅旨式のように太政官に送るという、ほかの諸説とは異なる見解を述べている（下線部②）。しかし令旨式条の文書発給方法に関する規定部分（史料11下線部）に、太政官を経由して施行することは書かれておらず、署名にも太政官の名前は記されない。よって令旨が太政官を経由したとは考えにくい³²⁾。以上

より令釈一云の見解をとらない。

穴記は具体的な送り先に言及していないが、令旨を謄写した「解移」をつくると解釈しており、「解」で送る場合も想定している。諸司から太政官に送る場合には解式を用いること（公式令11解式条）、春宮坊には統属関係にある上位機関はないことから、穴記の「解」は太政官に送る場合の文書形式を記していると考えられる。よって跡記と穴記の見解は同じである。両説を合わせて解釈すれば、太政官に送る場合は令旨を謄写した解、被管以外に送る場合は令旨を謄写した移牒をつくることになる。以上から、太政官と他諸司には官司間の関係に応じた文書形式を用いるため、令旨式を使うのは春宮坊内のみであるといえる。令旨を送る先について、義解・令釈は太政官に送る時の文書形式には言及しておらず、解を用いれば太政官にも送ることができる。一方、発給先を被管諸司とする朱説³³⁾は令旨式で送る場合のみを想定していると考えられる。

このように令旨式が用いられるのは被管諸司へ下達する場合に限られ、施行の際に太政官とほかの諸司に送る場合は、官司間の関係に応じた文書形式を用いる（図2）。つまり令旨は、春宮坊内のみで用いられる文書形式である。ただし次節で述べるように、令旨は皇太子監国時に使用可能であるため、正確には皇太子監国時と春宮坊内で使用する文書形式ということになる。以上の検討結果は、令書の性格から推定した、皇太子監国の際と東宮内とに下す文書であるという中国の令旨とも性格が一致している。そして淵源となる中国の令旨と令釈一云を除く集解諸説の解釈を統一的に理解できることから、この結論は令規定にもあてはめると考えられる。

図2 令旨式の使用



2 皇太子監国時の令旨と三后令旨の特徴

本節では、皇太子監国時の令旨について検討し、最後に皇太子令旨の性格をふまえ、三后令旨の特徴を明らかにしていく。

皇太子監国は中国の制度を継受したものである。中国では皇帝不予時と行幸時に皇太子が皇帝代行をする制度である。松浦千春³⁴⁾は、制度として成熟したのは唐代であること、不予時は空位を避けるために仮の皇帝権限をあらかじめ皇太子が保持するのに対し、行幸時の監国は皇帝の京師不在時の政務代行であり、帝位継承者の後継能力育成のための方策であることを明らかにした。また中村裕³⁵⁾は、監国の際には「監国制」を發布して全国に監国体制であることを告知し、決定事項を皇帝に事後報告するため、形式的には監国は皇帝大権の一部で、皇帝大権の小事に属する事項に関し、委任を受け決裁するというのがその基本であるとしている。両者の説に依拠すれば、中国における皇太子監国は、皇帝不予時や行幸時に、皇帝の委任を受けた皇太子が小事に限って政務を代行する制度であるということができる。

一方、日本における皇太子監国は、勅旨式条・便奏式条に規定されている。「天子巡行，太子留守。是為監国」³⁶⁾とある通り、行幸時に限られる。監国体制時には留守官という臨時官司が編成され、皇太子は留守を務める³⁷⁾。

では、監国時の皇太子はどのような権限を持つのであろうか。監国時以外の場合、天皇は便奏式により奏上された小事を勅により決裁する³⁸⁾。

史料13 養老公式令44車駕巡幸条

凡車駕巡幸，京師留守官，給鈴契。多少臨時量給。

史料14『令集解』公式令44車駕巡幸条「留守官，給鈴契」部分

①謂，留守官者，皇太子。若不_レ在者，余官留守者亦是也。②給鈴契者，案唐令，不_レ給内印。但有_レ事_レ用鈴契者，更副官符行下。其依上条，③太子監国之日，唯得_レ用勅旨及便奏。以外大事，不_レ得施行。此_レ_レ尋常之時，不_レ由非常之變。若有_レ軍

機急速_レ處分兵馬者，不_レ拘恒法。亦得兼行。古記云，問。京師留守官，未_レ知。皇太子監国留守官哉。答。然。跡云，留守官，謂无太子余人皆同。④朱云，留守官給鈴契者，未_レ知。内印給不。无_レ印何可_レ行_レ事乎。答。不_レ印給也。⑤給鈴契者，為_レ合御所之契也。鈴亦為_レ進遣御所也。〔中略〕穴，問。文云，給鈴契者，未_レ知。有_レ給_レ印哉。答。雖_レ給鈴契，若不_レ給_レ印者，不_レ可_レ得_レ施行。然則。印亦給耳。〔中略〕或云，留守官者，皇太子以下，於諸国鈴契不_レ施行。⑥但給鈴契本意者，為_レ通行在所。只給鈴契以_レ已_レ不_レ給_レ印。其於行在所通鈴契事者，用_レ外印耳。不_レ可_レ有_レ内印之故。後師云，依_レ文習不_レ給_レ印耳。〔中略〕又内印可_レ給之説合_レ私思，可_レ檢。

公式令44車駕巡幸条は、行幸がある場合の鈴契（駅鈴と関契）の取り扱いを規定した条文である（史料13）。史料14下線部③同条集解の義解は、監国時には勅と便奏を用いることが可能と解釈する。便奏式条は、その際、奏を啓、勅を令旨に代えることを規定する。よって留守を預かる皇太子は便奏式により奏上可能な小事を決裁可能といえる。加えて車駕巡幸条義解は、監国時には国家大事を施行できないことも注記している。つまり監国時、皇太子は小事に限り決裁することが可能ということになる。令規定である便奏式条と整合することから、義解の解釈は令意を反映したものと判断できる。

さらに詳細を検討したい。唐令の車駕巡幸条には皇太子監国時において発兵符である木契を使用可能とする規定があり、より広い権限が保障されていたが、日本令では皇太子監国の際の使用規定は削除されており³⁹⁾、監国時に中事以上兵馬の差発はできなかった⁴⁰⁾。

また、行幸時の天皇による内印携行について、史料14義解・朱説は留守官に内印は給さないとするが（下線部②④）、穴記は内印を給するという説と給さないという説との双方をあげており、解釈が分かれている⁴¹⁾。この点について、公式令44車駕巡幸条は留守官に「鈴契」を与えることを規定しているが、内印については記されていない（史料13）。「鈴契」

とは、史料14下線部⑤より、行在所に使者を派遣するために用いる「鈴」と、天皇からの指示を確認するために用いる「契」を意味する。それは同下線部⑥で鈴契の本意を天皇の行幸先との連絡手段と解釈していることから確認できる。これらの点より令規定のうで内印は行幸に携行し、監国の皇太子は使用することができなかったと考えられる。

では、監国時にはどのような過程を経て小事を決裁したのか。坂上康俊⁴²⁾によれば、「唐においては皇太子の命令が東宮機構の左右春坊を通じて発せられ、ただ施行は尚書省によって行なわれた。つまり皇太子は自己の許に配属されたスタッフを従えて皇帝の百官の中枢部分に入るのである。これに対して日本では皇太子監国時には皇太子のみが、春宮坊以下の官人とは切離されて、天皇の権限の一部を代行して百官に臨むということが令文作成者には想定されていた」という。坂上説に依拠すれば、監国時には、ほかの官司や機構は通常と変わらず、天皇の位置に皇太子が座るのであり、皇太子が令旨によって小事の決裁をするには天皇の命令経路と機構を用いる必要があった。つまり制度上は、監国時を除き、皇太子が天皇の経路や機構を通じて命令をすることはできなかった。よって日本令においては監国時以外に、皇太子は令旨によって小事を含む天皇大権を行使することは不可能な規定になっていたのである。

最後に皇太子令旨の検討を基に三后令旨の特徴を明らかにしたい。三后については、その権限を限定的だとしながらも、令旨による小事決裁に対応可能だとする見解がある⁴³⁾。

三后の場合、その命令を取り次ぐ官司は、中宮大夫の職掌に「吐_レ納啓令_一」とある通り中宮職である⁴⁴⁾。そして「中宮令旨、无_レ合_レ注_一令到奉行字_一」⁴⁵⁾とあるように、三后令旨には「令到奉行」とは記されなかった。皇太子令旨は大夫・亮による署名の後、被管官司に下達されるが、中宮職には被管官司がないため、令旨という文書形式ではほかの官司に下達することはない。令旨に署名する大夫・亮が、奉行の主体にもなる。そのため「令到奉行」字がなかったと考えられる。なお、ほかの官司への送申時は、皇太子と同様に令旨を謄写した解移が作成されたと考えられる。その作成者は大夫・亮であり、

この場合も奉行の主体は彼らになる。

しかし、この点以外に皇太子令旨と三后令旨の違いは認められない。よって皇太子令旨と対応させて三后令旨の性格を考えると、三后令旨は中宮職内部で用いる文書である⁴⁶⁾。また、皇太子令旨と同様、三后も尋常の時、令旨によって天皇大権を決裁することはできない。とりわけ監国規定を持たない三后は、非常時であっても天皇大権に関する決定をすることは不可能である。つまり令規定において、三后は天皇大権に関与することはできない規定になっていたのである。

IV 日本令三后規定の特質

1 独自規定制定の理由

3章にわたって令における三后規定を検討してきた。本章ではそれをふまえ、日本令独自規定がつけられた理由と令規定における三后の特質を検討していく。

第I章で確認したように、日本令では大枠として中国の後妃制を継受しつつも、独自の地位が設けられた。天皇配偶者の地位は、中国の制度から皇后・夫人・嬪を継受し、妃を独自規定として設定した。天皇生母・祖母の地位は、同じく皇太后・太皇太后を継受し、皇太妃・皇太夫人、太皇太妃・太皇太夫人を独自規定として設けた。これら独自の地位を設定したことで、皇太后・太皇太后になる人物は皇后経験者に限定された。では、このような日本令独自規定はなぜつけられたのであろうか。

天皇配偶者の地位は、皇后と妃・夫人・嬪であり、妃以下の妻妃は品位（品階・位階）を規定することで内親王とそれ以外に区分されていた。これは天皇より下位を親王とそのほか（諸王・百官人・庶人や奴婢）に区分する身分秩序を后妃制にも適用したことを示す。そのため内親王妻妃の地位として妃位をつくり、身分による区分を設けたのである。

律令に皇后の出身身分は規定されていない。この点について『書紀』の記述から考えたい。皇后制が成立したのは早くても浄御原令であり⁴⁷⁾、『書紀』が叙述の対象とする時代に皇后は存在しない。また従来存在が自明視されてきた天皇嫡妻である大后とそれを支える大后制⁴⁸⁾は、「大后」の語が必ずしも

嫡妻を意味しないこと⁴⁹⁾や、王権の規制を受けない『古事記』に后妃の序列や所生子の男女区別がみられないこと⁵⁰⁾などにより、存在したとは考えにくい。しかし『書紀』はほぼすべての男性天皇に皇后が存在したとする。これは編纂時の潤色である。潤色には律令制国家の理念が反映される。別稿で検討したように、『書紀』における皇后は内親王を最優先とし、いなければ天皇生母を皇后とする編纂がおこなわれていた⁵¹⁾。よって大宝令の制定時期と近接する『書紀』編纂時期には、皇后は内親王であるという認識が存在したことになる。

さらに『書紀』允恭2年2月己酉条には、允恭皇后忍坂大中姫が、立后以前にみずからに対して無礼な振る舞いをした鬬雞国造の姓を貶めて稲置としたという記事がみえる。允恭紀をそのまま史実とみなすことはできないが、皇后が賜姓(貶姓)に関与していることから、皇后は氏姓制を超越した存在とみなす認識が『書紀』編纂時に存在したことを指摘できる。このように『書紀』の記述からは、皇后は内親王であり、氏姓制を超越した存在と位置づける編纂時の認識を読みとることができる。

ここまでをまとめると、天皇配偶者の地位に妃が独自規定として制定されたのは、天皇を中心とした身分秩序を后妃にも適用したためであるといえる。そして明記はされないものの、妃の上位に位置づけられた皇后は内親王を前提としたと考えられる。

天皇生母・祖母の地位に皇太妃・皇太夫人等の地位を設けたこと、皇太后・太皇太后を皇后経験者に限定したことも、皇后を内親王に限定したことと関連する。仮に夫人所生の皇子女が即位し、夫人が皇太后になるとする。皇后条の規定より皇后は皇太后に臣従する。この点は唐令も同じである。しかし、日本令の場合、皇后は内親王であることを前提とするため、夫人が生母になった場合、内親王がそれ以下の身分のものに臣従することになる。このような事態を避けるため、皇太后を皇后経験者に限定したと考えられる。妻妃から天皇生母・祖母になった場合の地位を規定したのは、もし皇后以外が天皇生母になったとしても、その地位はあくまで皇后と君臣関係を結ぶ妻妃の地位であり、結果として皇后との君臣関係は矛盾しないようにするためである。

つまり日本令独自の、天皇配偶者の地位である妃と、妻妃から天皇生母・祖母になった場合の地位である皇太妃・皇太夫人、太皇太妃・太皇太夫人を規定したのは、天皇を中心に親王とそれ以外とに区分する身分秩序を后妃にも適用し、その結果生じ得る身分秩序の矛盾を回避するためであったと結論づけられる。

2 三后位の特質

本節では日本令における三后位の特質を検討する。日本令の特徴のひとつとして、天皇以外による権力行使を制限している点があげられる。前章で検討したように、日本令では唐令に比して、皇太子監国時における皇太子の権限が制限されていた。

同様に三后独自の政治的権能も、中国の制度から継受しなかった。中国では、皇太后臨朝称制という制度がある。先秦・秦漢時代の制度・文物・典範・称谓などの意味・区別・来歴を解説した書である、後漢蔡邕撰『独断』下05条に、「少帝即_レ位，后代撰_レ政，称_二皇太后_一。〔中略〕后撰_レ政，則后臨_二前殿_一，朝_二群臣_一。后東面，少帝西面。群臣奏_レ事，上書皆為_二両通_一。一詣_二太后_一，一詣_二少帝_一」とある通り、中国では幼帝即位時には母后が臨時執政をおこなう制度が存在した。通常皇帝は南面、臣下は北面し皇帝のみに上書がなされるが、臨朝称制時は皇太后と幼帝は東西に対面し、両者に上書がなされる。唐令に規定が存在したかは不明であるが、同時代の唐では武后による臨朝称制がおこなわれており、日本でも政務形態のひとつとして認識していた可能性は高い。しかし、その政務形態が日本で制度化されることはなかった。この点と三后が令旨によって天皇大権に関与できない規定になっていたことも、皇太子の場合と同様に天皇以外による権力掌握を制限した結果であると考えられる。

一方、日本令のもうひとつの特徴として、天皇自体の地位や権限は規定されず、天皇が律令に規制されない点があげられる。これは天皇が律令規定を超越した存在であることを意味する⁵²⁾。そして三后も、三后自体やその権能に関する規定は令に設けられなかった。つまり日本令では三后も律令を超越した存在として位置づけたことになる。律令に天皇を規定

しなかったのは、それまでの日本には天皇の本質にかかわる固有の習俗があり、それを規定できなかったことがひとつの理由とされる⁵³⁾。三后についても同様のことが考えられる。

先述の通り、令制前の天皇后妃には制度的な身分差は存在しない。しかし出身身分による相対的な身分差は存在し、その中心的な立場に皇族后妃が位置した。そして皇族后妃は、尋常の時にその存在は顕在化しないが、非常時には天皇代行を務めることがあった。

『書紀』において、用明死後の天皇空位期間におきた丁未の役（蘇我物部戦争）の際、額田部皇女（のちの推古。配偶天皇は敏達）の命令は「詔」と記されている⁵⁴⁾。『書紀』で天皇以外の人物に「詔勅」が用いられるのは空位期間に限られ、それらの人物が同期間における天皇代行者の立場にあったことを表している。また鷗野讃良皇女（のちの持統。配偶天皇は天武）も、天武不予の際に「勅曰、天下之事、不問大小、悉啓于皇后及皇太子」⁵⁵⁾と草壁皇子（皇太子）とともに政務を託されている。前掲の允恭紀における忍坂大中姫の貶姓も、允恭が病により政務が執れない期間におこなわれたと記されている⁵⁶⁾。このような記載から、令制前において皇族后妃が非常時には天皇代行も可能な立場にあったことが読みとれる。推古・皇極（斉明）⁵⁷⁾・持統という女帝の即位も、このような皇族后妃としての立場の延長線上におこなわれたものといえる。

令制前における皇族后妃の性格は、日本固有のものである。それを律令に規定することはできなかった。そのため唐令から三后制の枠組みのみを継受し、三后自体やその権能を規定しなかったと考えられる。そして規定しないことで前代までの皇族后妃の性格は、限定をされたり制限を受けたりはせず、かつ否定もされないのである。

大宝令から養老令への皇后条の改変では、三后は天下の全男女と君臣関係を結ぶ地位に位置づけられた。皇后条の改変理由はさまざまに考えられるが、三后に限れば為政者となり得る日本固有の後妃像を律令に反映したかたちといえる。

本節で述べてきたことをまとめると、次のようになる。三后は天皇大権に関与することはできない規

定になっていた。それは天皇以外の地位が権力を掌握することを徹底して制限した結果である。一方、三后が律令を超越し規制を受けないのは、非常時には天皇代行もおこない得る日本固有の後妃の性格を律令に規定できなかったことが理由として考えられる。枠組みを継受しつつ日本固有の後妃の性格を否定しない。つまり律令三后制は唐令の枠組みのなかに日本固有の後妃を包摂しているのである。

おわりに

日本令における三后規定について考察してきた本稿をまとめると次のようになる。

皇后は天皇嫡妻、皇太后は天皇生母、太皇太后は天皇祖母の地位である。日本令では皇太后・太皇太后は皇后経験者に限定されており、妻妃から天皇生母・祖母になった者の地位として、皇太妃・皇太夫人、太皇太妃・太皇太夫人が別に規定された。

礼秩序に基づく君臣関係を規定する儀制令03皇后条は、唐令から大宝令、さらに養老令への改変がみられた。唐令では皇帝を頂点とし、皇后内治制や皇太子陪臣制を構造に含む規定になっていた。大宝令では唐令を踏襲しつつも、『皇太子→太皇太后・皇太后』規定の追加と君臣関係の強弱が設けられた。養老令では皇后内治制・皇太子陪臣制に関する規定は削除された。皇后に臣従する地位に関する男女の区別が撤廃されたことで、皇后と君臣関係を結ぶ範囲は女性のみから天下の全男女へと拡大された。

三後の命令形態である令旨は、中宮職内部のみで利用できる文書形式である。皇太子は天皇行幸による皇太子監国の際に、令旨により天皇大権のうち小事を決裁できる。監国規定を持たない三后は、尋常の際も非常の際も天皇大権に関与することはできない。

日本令独自規定である妃を設けたのは、親王とそれ以外という天皇を中心とした身分秩序を后妃にも適用したため、妃より上位に位置づけられた皇后は内親王を前提とした。また、皇太后・太皇太后を皇后経験者に限定し、妻妃から天皇生母・祖母になった場合の地位を設けたのは、内親王がそれ以下の身分のものに臣従する事態を避けるためである。

日本令では、天皇以外のものが権力を持つことを

徹底して制限している。三后も例外ではなく、律令の枠組みのなかでは権力に関与することはできない。一方、天皇と同様に三后自身の詳細は律令に規定されず、三后は律令を超越していた。それは、令制前に后妃の中心的な立場にあり、非常時の天皇代行をした皇族后妃のような日本固有の後妃の性格を律令に規定できなかったためである。日本令における三后制は、唐令に基づく律令三后制の枠組みによって日本固有の後妃を包摂しているのである。

本稿の検討結果を王権論に対応させて考えたい。荒木敏夫は、王権の意味を（１）王の権力、（２）王を王たらしめている構造・制度、（３）時代を支配する者・集団の権力と定義し、とくに（２）について王権が王のみで成り立っている訳ではない現状から、天皇とその周辺の地位を含めた王権の多極構造論を提起した。そして８世紀の王権の構成要素に、天皇・太上天皇・皇后・皇太后（太皇太后）・皇太子を位置づけた⁵⁸⁾。これは養老令皇后条において天下の全男女と君臣関係を結ぶ地位と合致し、これらの地位を同時期の構成要素とみなすことは首肯できる。しかし天皇とそのほかの地位との相違点、天皇以外の地位間の差異は十分に説明されていない。そこで天皇との君臣関係に基づきこれらの地位の関係を整理してみたい。まず最上位には天皇が位置づく。そのほかの地位は、天皇と君臣関係を結ばず、天皇がその身分を決定する権限をもたない太上天皇・皇太后（太皇太后）と、君臣関係を結び立太子・立后の決定権を天皇が持つ皇太子・皇后とに分けられる。

８世紀における王権分裂の危機は、聖武天皇と元正太上天皇、淳仁天皇と孝謙太上天皇との対立という、天皇と太上天皇との対立を契機におきた⁵⁹⁾。一方で、井上内親王廢后事件や頻発した廢太子事件に明らかな通り、天皇と皇后・皇太子との対立は後者の排斥をもって解消され、王権分裂にはつながらない。君臣関係規定と実態とを合わせて考えれば、８世紀の王権は、天皇、太上天皇・皇太后（太皇太后）、皇后・皇太子という三階層に区分できる重層的な構造をとっていたといえることができる。

さて、儀制令03皇后条に関する検討結果を律令制研究のなかで考えたい。従来、養老律令は大宝律令とほとんど差異はなかったとされ、法典編纂の意義

はあまり評価されてこなかった⁶⁰⁾。これに対し榎本淳一は、学令の分析から両法典間に段階差があること、大宝律令段階ではまだ律令制は完成しておらず、完成は養老律令に格式、そして儀注（儀式書）が備わった平安時代前期とみるべきことを指摘した⁶¹⁾。養老律令の施行を藤原仲麻呂による祖父不比等顕彰とのみ評価するのは適当ではなく、この指摘は重要である。皇后条も大宝令から養老令で大幅な改編が認められたが、これは養老律令編纂段階で実状に合わせた改編がおこなわれたことを示す事例のひとつとなり得よう。

さて、詳しくは別稿に譲るが、令制下における三后の実態とその展開について、以下展望を示したい。三后は皇族とりわけ内親王を前提として制度設計がなされていた。しかし最初の皇后の藤原光明子は臣下身分出身の皇后（臣下皇后）で、立后に際しての聖武の宣命では「しりへの政」の必要性が強調された⁶²⁾。これは同姓不婚を基礎とする中国的皇后理念を反映した文言であり、臣下皇后の立后宣命のみに用いられる⁶³⁾。この理念が持ち出されたのは、律令制定時の想定とは異なる臣下皇后の立后を正当化するためである。光明子の立后により、律令規定の前提と実態とが早くも８世紀前半には乖離せざるを得なかったことがわかる。一方、『統紀』において皇太后光明子の命令は「詔」と記され、天皇に准ずる地位として記述されている⁶⁴⁾。光明子の「詔」の性格については諸説あるが、天皇の詔勅とは異なり太上天皇の「詔勅」に類似する非公式の命令であると考え⁶⁵⁾。律令に基づく制度的な枠組みのなかでは権力を行使できないが、非公式な方法であれば権力を行使できることは、日本令における三後の性格と一致する。

しかし、貞観格において天皇・皇后が法に組み込まれたこと⁶⁶⁾、嵯峨讓位にともない、嵯峨上皇と皇太后橘嘉智子が内裏から退出し、天皇が内裏の唯一の主人になったこと⁶⁷⁾、太上天皇尊号宣下制が成立し、太上天皇位が他律的地位になったこと⁶⁸⁾によって、これらの地位の超越性は排除されるのである。

本稿では律令規定における三后について検討した。しかし、実態面とその後の展開は最後に見通しを述べたに過ぎない。この点については別稿に譲りたい。

論に残した点が多いがひとまず擧筆することとする。
諸賢のご批正を賜れば幸甚である。

- 1) 「三后」を明確に定義した史料はないが、中国の制度と日本令（大宝令・養老令）のいずれも「后」を含む地位は、これら3つの地位に限られる。
- 2) 皇后を含むすべての天皇配偶者を后妃、皇后を含まない場合は妻妃と表記する。后妃名の初出時には、配偶天皇の名前を〔 〕で表記する。また、天皇号の制度的成立は早くても浄御原令と考えるが、便宜的にそれ以前であっても「天皇」と表記する。
- 3) 后妃の研究史は、拙稿「古代后妃論の成果と課題」（明治大学『文学部・文学研究科学術研究論集』9、2019年）を参照。
- 4) 保科季子「中国の後宮」（伴瀬明美・稲田奈津子・榊桂子・保科編『東アジアの後宮』勉誠社、2023年）。
- 5) 大宝令・養老令の条文内容に相違がなく、かつ中国の制度と比較する際、便宜的に両令を指して「日本令」と表記する。
- 6) 三田辰彦によれば、東晋では側室出身の皇帝生母の地位として皇太妃が設けられ、南北朝に受容されてそれぞれで独自の展開をたどったが、隋唐に至って断絶したという（三田「東晋南朝の皇太妃」『集刊東洋学』122、2020年1月）。この事例を大宝律令編纂段階の日本で認識したり参照したりしていたかは、現状では不明であるため指摘に留める。
- 7) 妃・夫人・嬪に関する令規定は、遠藤みどり「令制キサキ制度の基礎的研究」（『日本古代の女帝と讓位』塙書房、2015年、初出2010・2011年）を参照。
- 8) 遠藤みどり（前掲註7）論文。
- 9) 津田京子「日本古代の皇后について」（『寧楽史苑』37、1992年）、遠藤みどり（前掲註7）論文。当初、藤原宮子は文武のほかの妻妃と同様に嬪であったが、首皇子誕生後に夫人に昇進された。
- 10) 『統紀』天平元年（729）8月戊辰条。
- 11) 史料の下線と傍点はすべて筆者による。引用回数が多い『令義解』『令集解』は、史料名を除き義解・集解、『日本書紀』『続日本紀』は、『書紀』『統紀』と略記する。律令本注は《 》で示し、義解・集解は注釈のかかる令文語句を「『…』部分」と表記する。
- 12) 『独断』（後漢蔡邕撰）下05条には「帝嫡妃曰皇后。帝母曰皇太后。帝祖母曰太皇太后。其衆号皆如帝之称」とある。『独断』の史料性格は、本文第Ⅳ章第2節を参照。唐代の三后位を定義した史料は確認できないが、唐代の後妃制は『礼記』や『周礼』などの儒教的な后妃制を継承しているため、漢代の規定ではあるが唐代も同様であると考えられる。

- 以下、唐における三后位の定義はこれによる。『独断』の引用および条文番号・解説は、福井重雅編『訳注西京雜記・独断』（東方書店、2000年）による。
- 13) 『令集解』公式令36平出条皇太后項「《皇太妃・皇太夫人同》」部分古記。
 - 14) 藤原京より「皇太妃宮職」「皇太妃」と記された木簡が出土している（『飛鳥藤原京木簡』2-1476、1736頁）。当該期の皇太妃は文武生母の阿閉内親王である。また藤原宮子は所生の聖武即位にともない皇太夫人になった（『統紀』神亀元年《724》3月辛巳条）。
 - 15) 橋本義彦「中宮の意義と沿革」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、1976年、初出1970年）。
 - 16) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』（日本思想大系、岩波書店、1976年、公式令補注35《656頁》）。以下、書名は日本思想大系『律令』と記す。
 - 17) 佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」（『日本古代王権の構造と展開』吉川弘文館、2009年、初出2001年）。
 - 18) 大隅清陽「儀制令と律令国家」（『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、2011年、初出1992年）。以下、大隅の見解はすべてこの論文による。中国古代の君臣関係について大隅は、尾形勇『中国古代の「家」と国家』（岩波書店、1979年）に依拠して論じている。
 - 19) 『唐令拾遺』の復原による。大隅論文も同じ。主な復原根拠は『唐会要』巻26賤表例と『大唐開元礼』巻03序例下雜制。
 - 20) 林紀昭「律令皇太子制の一考察」（『難波宮址の研究』7、報告篇、大阪市文化財協会、1981年）。以下、林の見解はすべてこの論文による。
 - 21) 春名宏昭「太上天皇制の成立」（『史学雑誌』99（2）、1990年2月）。
 - 22) 斎藤融は、集解古記に語句がみえないことを根拠に大宝令において太上天皇規定が存在しなかった可能性を指摘している（斎藤「太上天皇管見」『黛弘道編『古代国家の歴史と伝承』吉川弘文館、1992年）。しかし古記は体系的に伝存している訳ではない。また令の注釈書であり、言及する必要がない語句には注釈を付していない可能性がある。そのため古記の記載を欠くことを根拠に大宝令を論じることはできない。8世紀初頭より天皇と太上天皇による共同統治がおこなわれており、太上天皇が当初非制度的存在であったとは考えにくい。よって大宝令に太上天皇規定は存在したとみなす。
 - 23) 林紀昭（前掲註20）論文、荒木敏夫「律令制下の皇太子」（『日本古代の皇太子』吉川弘文館、1985年）など。

- 24) 中村裕一「伝世もしくは文献に著録される唐代の公文書」(『唐代公文書研究』汲古書院、1996年)。令書が皇太子だけではなく三后の文書でもあることは、同「八璽」(『唐代制勅研究』汲古書院、1991年、初出1980年)。
- 25) 中村裕一「令書」(『唐代官文書研究』中文出版社、1991年、初出1974年)。
- 26) 虎尾俊哉「令集解考証三題」(『古代典籍文書論考』吉川弘文館、1982年、初出1964年)。
- 27) 日本思想大系『律令』、373頁頭注。
- 28) 影印は『紅葉山文庫本令義解』(東京堂出版、1999年)で確認した。
- 29) 『大日本古文書』8 365-370頁。
- 30) 大平聡「皇太子阿倍の写経発願」(『千葉史学』10、1987年5月)。
- 31) 坂上康俊「勅命下達文書の比較研究」(『東アジアと日本』創刊号、2004年)。
- 32) 皇太子監国時は令旨をもって勅に代え、天皇の命令経路を用いるため、令旨は太政官を経由する(後述)。令釈一云は、監国体制時のことを解釈している可能性もある。
- 33) 史料12について荒木敏夫(前掲註23)論文は、「額云」から「穴云」の直前までを額説とする。しかし該当部分は「朱云、問…答。額云、「可_レ印」者、未_レ知」という構成をとり、朱説が問答の答えに額説の「可_レ印」を引用していると考えべきである。
- 34) 松浦千春「皇太子監国考」(『一関工業高等専門学校研究紀要』43、2008年)。
- 35) 中村裕一(前掲註25)論文)。
- 36) 『令集解』公式令05便奏式条「奉勅後～其皇太子監国」部分義解・令釈。
- 37) 大友裕二「八世紀における行幸と留守」(『ヒストリア』247、2014年12月)。
- 38) 『令義解』公式令01詔書式条「詔書式」部分「臨時大事為_レ詔。尋常小事為_レ勅也」。
- 39) 仁藤智子「行幸時における留守形態と王権」(『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、2000年、初出1991年)。
- 40) 『令集解』公式令05便奏式条「奉勅後～其皇太子監国」部分「中事以上皆可_レ奏_二天皇_一也」(令釈)、「監国時不_レ行_二奏事以上事_一也」(穴記)。
- 41) 『令集解』公式令02勅旨式条「皇太子監国～以_レ令代_レ勅」部分朱説は、内印携行と令旨によっておこなえることについて問を立てるも「不_二明決_一耳」としている。
- 42) 坂上康俊「東宮機構と皇太子」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、1990年)。
- 43) 荒木敏夫「日本古代の太后と皇后」(『日本古代王権の研究』吉川弘文館、2006年)。
- 44) 橋本義彦(前掲註15)論文)は『令義解』職員令04中宮職条「中宮」部分に「謂、皇后宮。其太皇太后・皇太后宮、亦自中宮也」とあることなどを根拠に、令規定における中宮職は三后に奉事する官司であったとし、その見解が通説となっている。しかし橋本自身も指摘しているように、中国の用例における「中宮」は皇后(宮)であり、皇太后・太皇太后(宮)を指さない。令の「中宮」関連規定は根本的な再検討の必要がある。中宮職については暫時定説の通り記し、具体的な検討は今後の課題としたい。
- 45) 『令集解』公式令06令旨式条「令旨云々～令到奉行」部分穴記。
- 46) 令旨式に則って作成された文書は現存していない。令旨の発給過程がわかる史料として、『類聚三代格』巻02〔年分度者事〕寛平8年(896)3月2日付太政官符がある。これは皇太夫人班子女王の要請に基づき、浄福寺に年分度者を置くことを命令した太政官符である。太政官への要請は班子の令旨を受けた中宮職が太政官に解式で要請しており、令旨式が用いられているのは中宮職内に限られている。この発給過程は、令や集解から明らかにした令旨の発給過程と一致している。ただし、皇太夫人による令旨であることには注意が必要である。令規が皇太夫人・皇太妃らに令旨発給を認めていたとする見解もあるが(春名宏昭「皇太妃阿閉皇女について」『日本歴史』514、1991年3月)、令や集解にその結論を導き出せる記述はない。班子が令旨を発給できたのは、令規に反して皇太夫人にも中宮職が設置されたためと考えられる。令規から離れた運用がなされている班子の令旨を令規の検討に使うことはできないため、上記の点は指摘に留めておく。
- 47) 遠藤みどり「皇后制の成立」(前掲註7)書)。
- 48) 岸俊男「光明立后の史的意義」(『日本古代政治史研究』塙書房、1966年、初出1957年)。
- 49) 遠藤みどり「〈太后制〉の成立」(前掲註7)書、初出2011年)、拙稿「日本古代における「太后」の語義」(『日本古代学』10、2018年)。
- 50) 義江明子『推古天皇』(ミネルヴァ書房、2020年)。
- 51) 拙稿(前掲註49)論文)。
- 52) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、1971年、第3章第3節)。
- 53) 大津透『律令制とはなにか』(山川出版社、2013年)。
- 54) 『書紀』崇峻即位前紀用明2年(587)6月庚戌条。
- 55) 『書紀』朱鳥元年(686)7月癸丑条。皇后制・皇太子制成立以前であるため、これらの語句は編纂時

の潤色である。

- 56) 允恭は、即位前紀に「久離_レ篤疾_ニ、不_レ能_レ歩行_ニ」
とあるように即位当初から病気であり、『書紀』允恭
3年8月条によると、新羅からきた医師の治療により
平癒したという。
- 57) 『藤氏家伝』鎌足伝によれば、皇極（斉明）も舒明
死後に「皇后臨朝」したとあり、舒明死去から自身
の即位まで空位時の代理執政をおこなったことがわ
かる。
- 58) 荒木敏夫「王権論の現在」（前掲註43）書、初出
1997年）。
- 59) 佐藤長門は、王権分裂状態は太上天皇と天皇の関
係が傍系尊属の場合に生じていることを指摘してい
る（佐藤《前掲註17 論文》）。
- 60) 坂本太郎「養老律令の施行について」（『日本古代
史の基礎的研究』下、東京大学出版会、1964年、初

出1936年）など。

- 61) 榎本淳一「律令制における法と学術」（大津透編
『日本古代律令制と中国文明』山川出版社、2020年）。
- 62) 『続紀』天平元年（729）8月壬午条。
- 63) 拙稿「橘嘉智子立後にみる平安初期皇后の位置」
（吉村武彦編『律令制国家の理念と実像』八木書店、
2022年）。
- 64) 『続紀』天平勝宝9歳（757）7月戊辰条・同己酉条。
- 65) 仁藤敦史「太上天皇の「詔勅」について」（吉村武
彦編『律令制国家と古代社会』塙書房、2005年）。
- 66) 川尻秋生「平安時代における格の特質」（『日本古
代の格と資財帳』吉川弘文館、2003年、初出1994年）。
- 67) 仁藤敦史「太上天皇制の展開」（『古代王権と官僚
制』臨川書店、2000年、初出1996年）。
- 68) 寛敏生「太上天皇尊号宣下制の成立」（『古代王権
と律令国家』校倉書房、2002年、初出1994年）。

Attributes of the Three Empress Offices of Ancient Japan as Seen in the *Ritsuryō* Regulations

SAKURADA Marie

The Imperial House of Japan has three “empress” titles, collectively known as the *sango*. *Kogo* (translated as Empress), *Kotaigo* (Empress Dowager), and *Taikotaigo* (Grand Empress Dowager), are the titles given to the Emperor’s legitimate wife, biological mother, and grandmother, respectively.

Japan’s distinctive *Hi* status was predicated on the fact that the social order headed by the Emperor extended to female members of the Imperial Family. Accordingly, to have an empress title, which was superior to the *Hi* title, one would first have to be a *Naishinno* (Imperial Princess). One could only be the *kotaigo* or *taikotaigo* if one had first been the *kogo*; this rule was to prevent a situation in which a *naishinno* would be subject to someone of a lower status to her.

The *Ritsuryō* Code bestowed no sovereign authority to any of the three empress offices, as it deprived all but the Emperor of any sovereign authority. However, the contents of the three empress titles were not stipulated in the *Ritsuryō* Code and their office transcended the Code, as did the office of Emperor. When the Code was drawn up based on the Tang Dynasty model in 701 AD, it failed to incorporate the pre-existing system of imperial empresses. The Japanese *Ritsuryō* Code incorporated the native office of empress by making it transcend the system.